

条例制定において議会独自に検討すべき論点について

本県議会が制定する神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例（仮称）（以下「議会条例」という。）には罰則規定を設けるため、地方検察庁協議が必要となることから、罰則の対象者や、対象となる個人情報について整理する必要がある。

これらは、議会独自に定める事項であり、検討すべき論点は次のとおりである。

1 議会条例における議員の扱いについて

（1）現状等

現行の神奈川県個人情報保護条例（以下「県条例」という。）では、県条例の対象とする「職員等」から議員を除外しつつ、議員が議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う立場となった場合（例 議員が〇〇審議会の委員となった場合）に「職員等」に含める扱いとしている。「職員等」に条例違反があれば、条例に基づく罰則が適用されることとなる。

県条例で対象としていた「職員等」については、今後、改正後の個人情報保護法が適用されることとなり、法令違反があれば同法に基づく罰則が適用されることとなる。

議会については同法の対象外となっていることから、議会条例における議員（特に議長及び副議長）の扱いを整理する必要がある。

（2）経過等

第1回の本委員会においては、全国都道府県議会議長会（以下「全議」という。）が示した条例（例）「以下「全議条例（例）」という。）を基本としつつも、県全体との整合性も図ることとする旨の基本方針が確認されたところである。

一方、これまでの全議の取組についてであるが、当初、全議条例（例）では、議員を条例の対象外とする（したがって罰則の適用もない）案が示されていた。

また、議員のうち議長については、次の考え方により対象外とした。

<議長を罰則の適用から除外した理由>

- ・議長や議員の職務の範囲は広範であり法令上明確ではない。
- ・議長として知り得たものか議員として知り得たものかを判断することは難しい。
- ・議長や議員が事務職員の関わることなく単独で職務上作成又は取得する個人情報は、考えにくい。

しかし、いくつかの自治体から、「議長は議会の事務を統理している立場にあり、罰則を設けるべきではないか」との意見があり、全議は各議会の判断に委ねるとした。

(3) 議会条例の方向性（案）

上記のとおり、議員を議会条例の対象外とすることに異論はないものの、議長（副議長）については各議会の判断に委ねることとされたことから、次のとおり対応案を作成した。

【案の1】

議長及び副議長については、議会条例における規制の対象としない。

（理由）

- ・ 全議の言うように議長として知り得たのか議員として知り得たのかの選別は困難である。
- ・ これまでの県条例においても議長や副議長は「議員」の立場として整理し、条例の対象外としていた。

【案の2】

議長及び副議長については、議会の議員以外の立場で個人情報を取り扱う立場にある（あった）ことから、その限りにおいて議会条例における規制の対象とする。

（理由）

- ・ 議長は、地方自治法第104条において「議会の事務を統理」する立場にあり、神奈川県議会議会局事務決裁規程第7条の「議長の決裁事項」に基づき、決裁する立場にある。例えば、議会局職員の分限処分や懲戒処分を行う場合など、議長は議員とは異なる立場で個人情報を取り扱う立場にある。
- ・ 副議長においても、地方自治法第106条において「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。」とされており、事故等がある場合は、議長と同様の職務を行う立場にある。
- ・ 本県の他の執行機関において事務を統理する立場にある（あった）者（委員長等）は、個人情報保護法において規制の対象となっている。

参考 罰則が適用されるケース（全議条例（例））

- 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき
- その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき
- その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は磁氣的記録を収集したとき

(参考) 議員等の罰則の対象範囲について

	議会条例	全議条例(例)	現状 (県条例)	改正後の個人 情報保護法
議長・副議長	(案の1) 対象外 (案の2) 対象	対象外	対象外	
議員(議長・副議長 を除く)	対象外	対象外	対象外	
附属機関等の委員で ある議員等 ※	※	※	対象	対象
県職員	対象(議会局)	対象(議会局)	対象(全職員)	対象(除議会局)

※ 議員のうち附属機関等の委員である(であった)者は改正後の個人情報保護法の対象とされていることから、議会条例において特段の措置をとる必要はない。

2 改正法に記載されている項目のうち議会条例から削除する条項(案)

改正後の個人情報保護法では規定があるが、全議が国の個人情報保護委員会及び総務省とも協議し、取り扱う事例がないとの理由で、全議条例(例)から削除された次の事項については、議会条例からも削除することとする。

- ・ 法第 71 条 利用目的以外の目的のため外国にある第三者への提供の制限

議会において、利用目的以外の目的のために、外国にある第三者へ保有個人情報を提供することは考えられない。

(想定例) 外国にある事業者へ保有個人情報の取扱いを委託する場合など

- ・ 法第 109 条～122 条 行政機関等匿名加工情報の提供等

※ 「行政機関等匿名加工情報」とは

行政が保有するビッグデータを特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいう。

(実例) 独立行政法人住宅金融支援機構が住信 S B I ネット銀行に提供した個人融資マスターデータファイル